

Title	コール国家観の補論
Sub Title	
Author	加田, 忠臣
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). (1920. 4) ,p.555(101)- 569(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200400-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

avelli の De Principibus (II Principe) なり。Campanella は其の著殊に Atheismus Triumphatus, 1636) に於て彼れを以て有害なる原則の代表者と見たり。彼れは其の青年時代に於て祖國の將來に對する大膽なる計畫を抱懐し、自ら宗教的政治的改革者と稱せらるゝを信じたり。彼れは人の知るが如く、一千五百九十九年Napoliをして西班牙の支配より脱せしめんとするの企圖に参加せりとの理由を以て入牢せり。彼れが果して之れに加はりしや否やは今日に於ても尙ほ不明なり。彼れの理想國が果して哲學的の夢想なりしや、若しくはNapoli が他日自由市たる可きを想定して、其の國政の大略を表明せる實際的計畫なりしやの問題は又た正さに懸りて是に存するものあらん。(一九二〇年三月)

雜 録

コール 國家觀の補論

加 田 忠 臣

ギルド社會主義の要求は「自由」である。政治上において行はるべき民主主義を經濟上においても要求せんとするのである。即ち産業民主主義の徹底的實現を期せんとするものである。故にその根本思想は産業的自由もしくは産業自治の要求である。然し乍ら此産業自由または産業自治の要求はサンディカリズムにおいてギルド、ソシヤリズムにおけるよりも徹底的に主張されてゐるのである。であるからギルド社會主義はこの點においてその存在の理由を有すること

とはならない。このサンディカリズムと同じ傾向を持ち乍ら尙ほ且ギルド社會主義がその存在の理由を持ち得るのはその根本精神を體現すべき社會組織に於てである。この點について高田保馬氏はその「ギルドソシアリズムの社會學的考察」において次の如く云つてゐる。「此主義(ギルド社會主義)を集産主義やサンディカリズムなどの他の社會主義と區別せしむる特徴は實に此の特殊なる國家組織觀に存する」と。(同氏著現代社會の諸研究五七頁)

私はそのギルド社會主義の國家觀について、主としてコールの著書により、本誌第十四卷第二號第三號の兩號に涉つてその大要を紹介したのであるが、近着コールの「産業自治論」(Self Government in Industry) の訂正第四版を見るにその國家觀について幾分かの補論を附加したようである。

二、
コールの「産業自治論」はその始め、彼の處女作にしてウェップの「産業民主主義」以來の名著と稱された「勞働の世界」(The World of Labour 563)の姉妹篇として千九百十三年に起稿されたものであるが、戦争の勃發の爲に執筆を中止し居たるものを千九百十六年に至りて増補し、翌千九百十七年六月ロンドンにおいて出版されたものである。而して千九百十八年中に第三版までを出し、千九百十九年六月こゝに紹介せんとする訂正第四版を出したのである。

訂正第四版には前版まで第一章、第二章を占めた「戦時並に戦後における産業管理」及び「労働組合條件の復活」なる貳章を削除し、その代りに「千九百十九年版緒言」を第一章として附加し、他には章の排列を變更したる以外に内容上に變化を加へたる所はない様である。さうして

第三版までのものとは總頁數において四五十頁の減少を來したのである。

コールはその訂正版において訂正の事情を次の如く語つてゐる。

『私は此書に満足してゐるものではない、けれども私はそれを如何に訂正したらいいかを知らないのである。此書は私の書いた最も重要なもののあるものを持つてゐると私は信じてゐる。けれどもこの書が労働組合とナショナル・ギルツの諸問題に關する獨立した研究であるとは認めない。この第三版(第四版の誤なるべし—筆者)を訂正するに當つて私は主題がその性質上一時的であり、其の執筆當時からこの書の中に存在の理由を失つてゐた二章を削除したに過ぎない。

『私は今日この書の中に書かれたすべてのことに同意をするものではない。こゝに書かれて

ある多くのことは眞理に對しまたは眞理に近いものに對しあまりに獨斷に過ぎたものもある。

私がそれを書いた時に、私は當時例へまだ熟しきれない獨斷または絶對に誤謬に陥る危険を侵してもギルドの觀念を確定的にし、其實體を與へることが最も必要であると感じたのである。

私はかうした進み方に對して悔いはしない、何となれば、私がそれを書いて以來に起つて、世に廣く行はれた議論は私の議論と提案とのあるものによつて一定の形態を探るのを助けられたと信ずるからである。この論戰の結果としてギルツ・メンは一層以前よりも獨斷的でなくなつた。それは彼等がナショナル・ギルツを信じないからではなく、ナショナル・ギルツの近づくにつれギルド組織中に存する社會的構造の複雑なる諸問題が必然的に一層明白に現實化せらるに至つてからである。』(千九百十九年版緒言)

斯様な事情の下にコールが訂正に従つたものはその國家觀である。その國家觀の訂正の主要な點は彼が「國家の性質」なる章の最後に附けたノートによれば次の二點に要約することが出来るのである。

『一、私は國家が民主化されてゐる限り、それを共住者の團體即ち地域團體として見るものであるが、私は最早國家を消費者の唯一の團體として考へることに満足しないものである。第一章(即ち此の緒言)の讀者が知る如く、私は今「消費者、使用者及び享樂者」としての人を代表するには諸々の目的と利益とを代表する多くの團體を必要とするを考へてゐるのである。……』

『二、私は今地域的代表的問題は、國民的代表的問題よりもより多く地方的問題であると考へるのである。この章(私が「ギルド社會主義の國家觀」において紹介した所—筆者)においては

國民的組織を力説したが、私は今國民的機能は之を地方的團體よりなる聯盟團體に任せ、地方的團體を力説しなければならぬ。」(産業自治論訂正版一四七—一四八頁)

この數言を以つて云ひ表はされたコールの國家觀の補論を少しし詳細に彼の言葉に従つて抄譯したものが以下の文章である。この文章は「産業自治論」の訂正第四版の第一章「千九百十九年版緒言」に收められてあるものである。」

三

この書における研究が執筆された當時から社會的事情の上に二つの大變化が起つてゐる。その第一は國家社會主義または集産主義が尊敬すべき人々の間に理想主義を鼓吹することの出来る信念としては死滅し、葬られたことであり、その第二は勞兵會制度 Soviet System の中にすべの社會學者が考察しなければならぬ社會構

造の新形態の現はれたことである。

私(コール)が國家社會主義は死滅し葬られたと云つたのは産業における國家の干涉への運動が終つたと云ふのではない。國家は大いにその産業的並に經濟的行動を擴大した、さうしてその多くの擴張は永久的のものであらう。しかしその實際上における國家の行動の擴張は社會主義學說の一形態としての集産主義の崩壊を助長したのである。國家は甚だしく不評判となつた。その思想を變へ得る丈の若さで然も民主主義者である人は再び國家的行動の一般的承認の上にもその學說を建設することをしないだらう。

國家社會主義の崩壊は他の形の社會主義學說に對してその道を拓いた。しかも新しい學說は未だ其の廢墟に確實な建設に成功しないのである。來るべき自由社會において種々な産業並に勤務の實際的管理は主として勞働組合の掌中に

置くべしとは若い社會主義者や勞働組合主義者の間に殆んど一致した説である。けれどもこの點までで其一致は止まつてゐる。新社會における國家——もし國家が存在するものとすれば——の機能に關しては何等の共通的態度もない。國家が引き続き存在するものであるか、否か、また其繼續存在の場合には勞働者の産業組織に對するその關係如何、また國家が消滅すべき場合に之に代る可き組織の形態如何等の事柄については何等の共通的態度がないのである。

この議論の不一致は一部は關係團體の主義並に態度における眞の相違から起つたものに異ひない。けれどもその一部はまた事實を見るに一致を缺いたことから起つたのである。「現代國家の眞の性質は何であるか」と云ふことは顯著な不一致なくして答へ得らるる問題である。何となれば關係各派の思想では現代の國家は事實財

産の擁護者として作用し、また經濟的に勢力ある階級の 戰士 フヤンシオン として活動してゐることを一般的に認めるからである。然し、もし私達が社會

制度の一形態としての國家の根本的性質は何ぞやと問ふときに、其の與へられる回答にはこの様な一致は缺けてゐるのである。

四

集産主義者は常に國家を消費者の代表であるとしてゐる。彼等が國有と産業の國家的管理とを主張するときに、彼等は明確に産業は消費者の利益の爲に行ふべきであると云ふ理由に據つてゐるのである。彼等は國家並に地方團體を以つて包括的な消費組合と觀、政治上において徹底的の民主主義を確立することによつて消費者がすべての産業と勤勞との統制に参加すべきものであるとする。

ギルド社會主義者が集産主義を批評するに當

つて、その多くは集産主義者の國家觀を承認し、國家を以つて消費者の代表であるとす。さうしてギルド社會主義者は消費者による産業統制が産業民主主義を確立する所以でないのを指摘し、すべての産業並に勤勞における生産者の直接統制を要求すると同時に彼等はその統制に参加する重要な消費者の権利、殊に何か生産さるべきか、其販賣價格または分配條件の決定に参加するの権利を認めるのである。斯く集産主義者の國家觀を承認することによりギルツ・マシンは生産者並に消費者の關係は之を國民的及び地方的ギルドと國家並に地方自治體の關係と同一のものとするが故に、彼等は國家による所有とギルドによる産業管理とを主張し、生産者及び消費者の兩者を共に影響すべき問題を解決するのに國家とギルドとの共同行動を行ふべき機關を設けることを主張したのである。

家の最高權威を維持せんとするものである。

こゝに不可思議なのはホブソン並に其説の支持者は經濟的並にその他の領域において國家の最高主權を主張しながら國家が産業の通常事に就いて何等の行動をも取ることを欲しないことと、また生産の組織に關して消費者の見地を代表すべき繼續的のもの必要を認めないことである。理論的に彼等は國家の最高主權を要求したが實際的には國家の主權をその理論的方面において制限を加へんとする吾々よりも國家の産業に關する干渉を欲しなかつたことである。

このホブソンの説と反對の立場にある私は産業について二つの方面のあることを考へたのである。それは生産者並に勤勞の提供者としての人の見地とその提供された勤勞の消費者、使用者並に享樂者としての人の見地である。私は前者を代表するものはギルドであり、後者を代表

多くのギルツ・メンはこの學説について満足を表さなかつたのであるが、その問題は遂にエス・デー・ホブソン S. G. Hobson と私(ヨール)との間の激烈なる國家主權の問題に關する論争によつて表はれたのである。ホブソンはオレーヂその他の「ニュー・エーヂ」の寄稿家と共に國家主權の問題をギルド社會主義の主要なる點であると主張した。彼等は如何なる意義においても國家を消費者の代表または保護者と見ないで、生産者並に消費者の見地から離れて市民的見地の窮極の代表者であるとした。彼等は産業の統制が通常の状態においては生産者のギルドに存しなればならないし、ギルドは生産者と同じく消費者の利益を保護するものであるとするのであるが、尙ほ且つ彼等は生産手段の所有者としての國家、消費者としての人民ではなく、市民としての人民を代表する所有者としての國

するものは國家であると主張するのである。であるから私は兩者の中何れかの一方が他方よりも優越してゐると云ふことを否認し、兩者は唇齒輔車の關係にあるものであると主張する。故に私は國家最高主權説を斥け、經濟的領域においてはギルドと國家との共同主權を主張するものである。

五

私は今、このホブソンとの論争において、ホブソンが全然誤つて居り、私が全然正しかつたとも信じないものである。私は從來の通りに國家主權説に對しては全く反對するものであるが、たゞ國家を以つて消費者の最終の、さうして唯一の代表とすることは満足が出来ないのである。

私は國家を以つて消費者の代表であると論じた時に、國家がその經濟的機能以外に何等の機

能を持たないと主張したのではない。換言すれば私は國家の經濟的機能を限定したのでその他の機能には及ばなかつたのである。私がこの態度を採るに至つたのは國家並に地方自治團體の本質が地理的または共住者の團體であり、それ等は消費者または使用者の見地を表はすに適すると云ふ事實に據つたのである。

ギルドの組織は産業的であり、ギルドは特殊の地域から特種産業また勤務において特殊の職業また勞務を有する人々を撰擇したのである。であるからギルドは生産者または勤勞の提供者としての人々を代表するのに適した團體である。さうして議會制度は地理的のものであり、それは特定地域の居住者としてある共通の必要と要求とを有するすべての人々を包含するのである。

私はこの機能的分割を以て依然として極めて

また國際的勢力として現はれるのである。さうして今私が論じてゐる様な社會ではギルドと共住者團體とは明かに平行した方向に進んで行くこと考へることが出来るのである。もし共住者團體が極度に地方的であればギルドも亦著しく地方的でなければならぬ。この二つのものは其本質においてその行くべき方向を同じくし、ギルドの社會は國民的また國際的ではなく、寧ろ地方的に組織された生産者と消費者または勤勞の提供者と勤勞の受領者の組合であると見られなければならないものである。

然らば斯くの如き自由社會において消費者、使用者並に享樂者としての見地を表はすに必要な組織または代表の形態を考へて見やう。この事を考へる爲には私共は第一に其充足さるべき必要は何であるかを研究しなければならぬ。さうして後に其要求を充たすに必要な手段を暗

妥當であると考へ、産業の管理は生産者の作業團體の手に置かれなければならないが、其窮極の管理はこれ等の團體と消費者及び使用者としての人々を代表する共住者の團體との間に分割されなければならないと主張するものである。けれども私が過去において國家を以つて代表的の共住者團體であると主張したのは、少くとも誤解であり、この點に關しての私の議論は再考を要するものであると信するのである。

六

私達は今國家を度外に置いて共住者團體の根本性質を考へて見よう。勿論斯くの如き團體の緊密の度はその團體員の必要の最も緊密なる所において最大である。自由社會においてこの緊密の度は比較的小地域において最大であり、従つて共住者團體はその始め地方的のものとなつて現はれ、たゞ二次的のものとしてのみ國民的

示することが出来るのである。

先づ普通の市民の個人的必要を檢べやう。彼または彼女は住宅を必要とする。住宅に對する必要は家具その他の必需品を包含するのである。彼または彼女は食物と衣服とその他の諸々の個人的必需品とを必要とする。これ等の必要のすべては個人的性質を有するものである。次に地方的性質即ち一個人または一家族のみに限られないで共同生活上における必要が存するのである。水道、瓦斯、電氣、衛生、道路運輸交通機關、娛樂場、食堂、式場、集會場、學校、病院其他の社會的に必要なる施設を要するのであるが、これ等は皆一定地域例へば一都市の居住者の必要なるものである。

尚ほ私達は國民的必要とも稱すべきものを數へることが出来るのである。道路または鐵路による地方的運輸に國民的運輸即ち國民的鐵道と

沿海航路を附加しなければならぬし、郵便電話による地方的交通の外に郵便、電信、電話の國民的施設も數えなければならぬ。この外地方的として掲げたもの内にはその國民的方面の存することは勿論である。さうして最後に掲げなければならぬのが現在益々増加の傾向のある國際的施設である。海洋、空中、道路、または鐵道による國際的運輸、郵便、電信、電話または無線電信による國際的通信、すべてこれ等のものは物質的また非物質的貨物、勤勞及び思想の交換の大本をなすものであつて、今日の國民的、否地方的勤務でさへ國際的關係を複雑と有しないものはないのである。

この分類は極めて粗雑であるが、大要家庭的及び個人的、地方的、國民的及び國際的の四つの概念に充當することが出来ると思はれる。勿論この分類は精密ではないが、尙は大體から云

第三類のものは國民的統一を必要とするものである。地方的鐵道、地方電話、郵便等はその大部分地方的輿論に依つて決定されなければならないが、それ等はまた國民的計劃に適する様にし、國民均一の原則に従はなければならないのである。

第四類に來るものは國際的統一を要するものである。國際的統一には絕對的に必要ではないにしても、少くとも大いに望ましいもので、諸國民が其物質的並に精神的交通の緊密の度を加へると確かに發達すべきものである。

七

もしも、私達が消費者及び使用者としての人々を代表する最も適當な形態を決定することが出来るならば、私達はギルド社會における非ギルド組織の方面において多大の進歩をしたものと云ふべきである。

へばその各々は充分區別の附くものと考へられるのである。

第一類のものは個人的趣味と撰擇との要素が最も主要なものであり、且つ主要なものでなければならぬ種類のものであり、この種類の内では生産並に消費における變化が最も重要なものである。

第二類は或る程度まで地方的統一がなければならぬものである。この地方的統一と云ふことは充分な地方的變化と撰擇とを拒否すると云ふのではなく、たゞその勤勞が本質的にある程度まで社會的であるので、各人または各々の家族が絶対無制限の撰擇を持ち得ないと云ふ意味である。故にこの部類のものにはある程度の地方的統一を必要とする、然し乍らこれ等のものに對して國民的または國際的統一を要求すべき理由はないのである。

先づ第一類のものから研究しよう。その第一の問題はこの範圍において生産者が如何に組織されるかと云ふことである。私達は少くとも二大ギルドと多くの小ギルドとを考察しなければならない。建築ギルドは個人が其住宅を需要する範圍内において第一類に屬するものである。

次に分配ギルドは工場または大規模生産の生産物で家庭的または個人的必需品を供給する機關である。第三は小規模の生産者または純然たる地方的生産者のギルドの一體である。パン焼、菓子製造者、裁縫人、仕立職、家具製造人等の如きは多種多様な個人の趣味と撰擇との許す範圍において個人的または家庭的の必要を充足するに關するものである。

この場合生産者と消費者との關係に團體を必要とするならば消費者を代表する最良の機關としては消費組合である。消費組合は主として主

婦(又は家長)の勢力によつて支配せられ、消費者としての立場を代表する作用に其力を注ぐが故に第一類の勤勞の關する限りにおいては最良の組織である。

次に地方的統一を必要とする第二類のものを論じやう。この種類のものには所譯公益事業であつて、都市また地方自治體の經營の範圍でありまた公衆保健並に教育の地方的並に國民的施設の範圍であり、その他營利事業家の、または任意團體の經營する教育娛樂及び禮拜の施設はこの範圍に屬するものである。今ギルドの見地から考へればこれ等の事に關して何等の困難も起らないのである。産業ギルドは幾多の公益事業遂行の爲に組織され、市民ギルドは教育及び保健の施設に従ふのである。音樂、演劇その他の娛樂はまたギルドの組織を可能とし、教會もまた宗教ギルドとなることが出来るのである。扱

て、これ等のギルドに對して消費者の代表または團體は如何にして組織すべきか。

私は是等の施設の使用者の代表を普通選舉によつて選舉された地方的または共住者團體の手は置くのは正しい傾向であると信ずるものである。私は以上述べた様なすべての作用をたゞ一の團體の掌中に集中する事は誤であると思ふ。教育に關する共住者の見地を代表するものはその特殊の目的の爲に選舉された團體でなければならぬと信ずる。何となれば特殊の目的の爲には特殊の才能を必要とするからである。即ち目的を異にするに従つて之を施行すべき團體も異ならなければならぬのである。

この共住者團體の分化は社會の全機能的組織と其理由を均しくするものである。適材を適處に置くこと云ふことが最も重要にして能率を増進する所以である。さうしてギルドの場合におい

てはこのことは選舉人を職業別にすることに依

つて達することが出来るが、共住者團體組織の場合においてはこの選舉人を區別すると云ふことは實行不可能である。故に選舉の目的と被選舉人によつて行はれる作用とを明確に限定することによつてこれを達することが出来るのである。一の一般的團體がすべての事を取扱ふ所に近代代議制度の缺陷があるのである。

第三類のものは國民的統一を必要とするものである。ギルドの見地から觀察すれば鐵道従業員及び郵便従業員のギルドを包含する一大ギルドの存することを見るのである。この範圍において私達は實際には地方的に組織されてゐる施設に國民的統一を要するものを觀察しなければならぬのである。この方面で消費者を代表するものを其特殊の目的の爲の團體の作用とするか、國民の政治的作用を司る國家に之を依託す

べきかは問題である。

先づ實際には地方的に組織せられ、然もそれは國民的統一を必要とするもののみを論じやう。教師、醫者、道路運送労働者並に分配者はこの地方的ギルドを有するのみでなく、またその各々の地方的ギルドの連結される國民ギルドを有するものである。國民ギルドの組織は主としてギルドの立場から國民的統一を司るものである。ギルド社會主義の下において地方自治の組織が認容されるならば、共住者または使用者の爲めに統一を司る團體は機能によつて異なる地方的團體の聯合會議——即ち國民教育會議、國民保健會議國民的公益會議、國民的消費組合會議等——であるのは明かである。

第四類に屬するものは國際的統一を必要とするものであるが、その組織の形態はギルド社會の國際的構造の全問題に據つて決定される事

あるのでこゝに之を詳論する餘地のないことを遺憾とする。たゞ國際的調整の必要とし前提とする國民的組織は何れかの國民會議の手中に置かれなければならぬと云ふことは出来るのである。即ち教育的事項に關する國際的交易は教育會議の仕事であり、國際的分配に關する事項はその大部分消費組合會議の司る所となるのである。勿論國際的ギルドの行動は常に此等の會議の國際的行動を伴ふことと協働の原則が何處においても包含されておることを前提とするのである。

八

私達は鑛業、機械業、印刷業等の大生産的産業に對する消費者の組織の問題を考へなければならぬ。この關係はその生産物の直接並に最終の決定如何によつて定まるものである。今石炭の例を取ることとしよう。石炭は生産におい

てもまた家庭的必需品としても一の重要なものである。石炭の處分については消費者の團體並に石炭の消費者としてのギルドと鑛山ギルドとの共同會議によつて之を決定すべきである。

然しこれだけの事ではギルド組織における生産者と消費者との間の難問題を解決することとはならないのである。尙残つてゐる問題は財政の問題、即ち所得を決定し、資本を處理すべき最後の方法の問題である。私はこの問題が國家の行動すべき範圍であると信ずるものである。私はこの國民的團體が其形態を議會會議またはソビエツト兵會制度に採るとしても聯盟的であるべきか統一的であるべきかを決定し得ないが、たゞ斯様な團體は非常に重要なものであり、その本來の仕事が所得の問題であるだけは固く信ずるものである。

この見解は私が此書(産業自治論)において描

いたギルド社會の構造に一の制限を加へるものである。私は此書の内において國家を消費者の代表と見消費者と生産者との間に起る問題を先づ關係ギルドと國家との協議に其解決を求め、次に國家とギルド會議との協議に其解決を求めたのであるが、私は最早この問題の協議に先づ國家が參加することは考へてゐないのである。その解決の通常手段として私が今考へてゐるのは關係ギルドと之に相當する使用者會議との協議である。

國民的資源並に所得の分配の根本問題に關する私の態度は、土地と人の勞働との成果の共同の享樂者としての消費者を充分に代表する協同團體を作ること以外には何等の變化がない。

九

この「緒言」の讀者には私の態度が社會の經濟的構造の關する限りにおいて勞兵會制度の出現

によつて影響されてゐることが明かに判るであらう。私の解する限りにおいて勞兵會制度の精神は社會組織の根本精神は自由聯合の原則に據らなくてはならぬと云ふのである。勞兵會制度はその社會の資本家的組織との闘争においてある場合一時的の無産者階級の專制を適用した、けれども斯様な專制は過激派の教義の一部の適用であるにしても、勞兵會組織の一部ではない。洵にソビエツトの精神はギルドの精神である、少くとも兩者は多くの共通點を有してゐる。ソビエツトの組織と過激主義との間に何等の本質的關係がないと解することは出来な

いであらう。過激主義者は無産者階級の一時的專制に對する手段としてソビエツトを便利としたであらう、けれども如何なる意義においても過激主義者でない多くの人々もソビエツトに賛成することか出来るのである。(一九二〇・三・一二)